

## 明治小学校区放課後児童クラブ事業用候補物件募集要領

### 1 趣旨

藤沢市では、2025年（令和7年）3月に策定した「藤沢市子ども・若者共育計画」に基づき、計画的に放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の施設整備を進めていきます。

藤沢市立明治小学校区の児童クラブについて、整備の促進と待機児童の解消を早急に図るため、児童クラブ事業用物件（以下「物件」という。）の募集を行います。

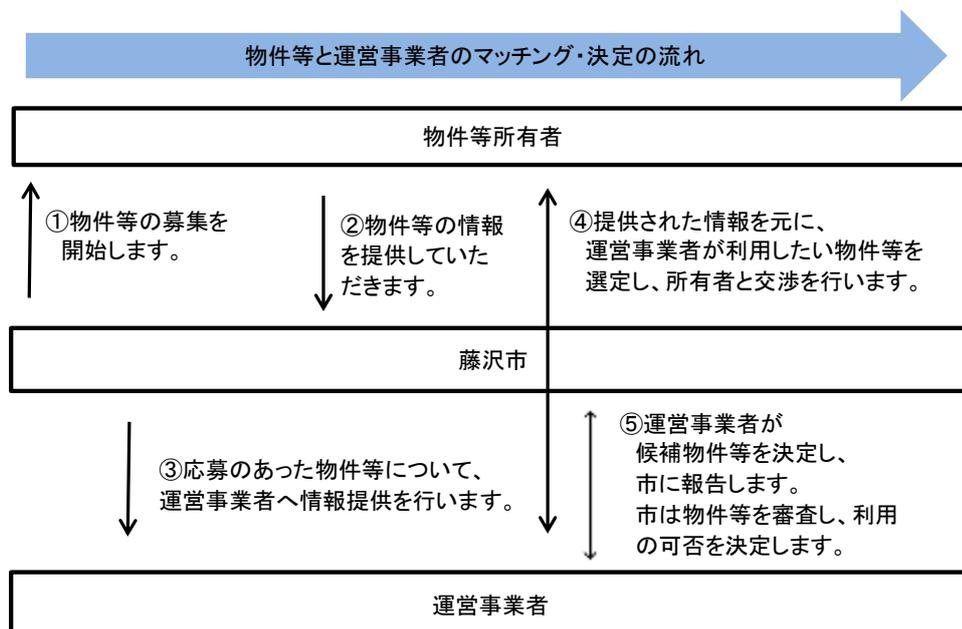
物件を募集するに当たり、必要な事項等を要領にて定めるものです。

### 2 本募集における児童クラブ整備の流れ

本募集に応募された物件の情報については、藤沢市が内容を確認したうえで、明治小学校区の児童クラブ設置運営事業者公募において、事前相談をされた運営事業者（以下「運営事業者」という。）に情報提供を行います。運営事業者が希望する場合には、その情報を基に物件の所有者と運営事業者との間で協議を行い、公募への申し込みを行います。

市は運営事業者からの申請を受け、物件について改修費用、賃料、立地の状況（学校からの距離、近隣の環境等）を審査します。審査において適当であると認められた場合、本募集に応募した物件が明治小学校区放課後児童クラブ事業用物件となります。

その後、運営事業者が賃借した事業用物件を必要に応じ改修し、児童クラブの整備を行います。なお、賃貸借契約については、物件の所有者と運営事業者との間で締結をするもので、藤沢市が物件を借り受けるものではありません。



### 3 募集する物件

#### (1) 対象となる物件

ア 児童クラブ用施設として利用が可能な建物、ビル等の一部

※提供された物件を必要に応じて運営事業者が改修整備し、賃借して使用します。

※賃借料について、藤沢市から運営事業者に対し、月額28万1,000円を上限とし、補助を行います。上限を超えた分につきましては、運営事業者の負担となります。

#### (2) 必要面積

専用区画面積\*1 : 74.25㎡以上

延床面積の目安\*2 : 約120㎡以上

\*1 専用区画面積とは、児童クラブ全体の面積からトイレ・事務室・キッチン・静養室等の施設や、ランドセルロッカー・下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場専用の面積のことです。ただし、静養室を児童の静養及び遊びや生活の場以外の用途に使用しない場合は、専用区画面積に含むことができます。

なお、ここで示しているのはあくまで最低限必要な面積であり、定員確保の観点からも、より広い物件が望ましいです。

\*2 延床面積は専用区画面積に含まれない諸室の面積や配置等により異なりますので、あくまで目安です。

#### (3) 立地条件

明治小学校通学区域内に位置する物件とします。なお、明治小学校区優先候補区域（別紙1）の緑枠内を第一候補区域、青枠内を第二候補区域、黄枠内を第三候補区域、赤枠内（明治小学校通学区域内）を第四候補区域として募集します。

#### (4) その他の要件

ア 当該物件を10年以上児童クラブ用施設として利用できること。

イ 当該物件に関するすべての権利者の了解が得られること。

ウ 物件等所有者（及び申請者）が藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等と関係がないこと。

エ 物件については、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請の確認済及び検査済証を得ていることが確認できること。

※新築工事を行う場合は、工事完了後に提出すること。

オ 物件については、建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた事業実施施設（建物）の場合は、耐震診断

により構造耐震指標が  $I_s$  値 0.6 以上、又は  $I_w$  値 1.0 以上であることが確認できること。

カ 保護者送迎用として、自転車 3 台分以上の駐輪スペースの確保が可能であること。

キ 近隣住宅等と児童クラブ設置に関する理解を得られること。

(5) 開所時期

2027年(令和9年)4月1日の開所とします。

#### 4 応募の方法

(1) 応募受付

ア 受付期間

2026年(令和8年)2月27日(金)から3月27日(金)まで

※土・日曜日・祝日を除く。

※期限前に募集を終了する場合があります。

イ 受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 受付場所

藤沢市 子ども青少年部 青少年課

藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

エ 提出方法

事前にご連絡の上、提出書類をお持ちください(郵送提出不可)。

(2) 提出書類

次のア～ウを各1部提出してください。提出されたイを除く資料につきましては、情報提供のため複写したものを運営事業者へお渡しします。

ア 明治小学校区放課後児童クラブ事業用候補物件応募申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 物件の状況調書(様式3)

【様式3添付書類】

(3-①) 平面図(既存の物件の場合のみ)

(3-②) 現況写真

(3-③) 周辺案内図

(3) 応募にあたっての留意点

ア 提出については、代理人でも可とします。

イ 応募書類の受付期間後、指示により追加書類及び資料の提出を求められた場合には、指示された期間内に提出してください。

ウ 応募に関する費用は応募者の負担となります。

エ 提出された書類等は返却いたしません。

オ 応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を提出してください。

## 5 物件の内定

### (1) 事業用候補物件の報告

運営事業者は、応募された物件を候補とする場合、物件を確保し、市に報告します。

### (2) 物件の審査

運営事業者からの報告を受け、市は現地調査、提出書類等の確認を行い、以下の項目を審査します。

ア 事業用物件を児童クラブ用施設に改修するためにかかる費用

イ 事業用物件を賃借するための費用（月額）

ウ 児童クラブ施設における専用区画面積（予定）

エ 明治小学校から物件までの距離及び通所ルート

オ 通所ルートにおける交通量

カ 周辺の遊び場及び近隣の状況

キ 災害時の避難場所までの距離

ク 神奈川県が公表している津波浸水想定区域外に位置すること、又は津波浸水想定区域外・津波避難ビルに安全に避難を行うことができること

ケ 駐輪スペース（台数）

### (3) 物件の内定

物件を審査した結果、明治小学校区児童クラブ事業用物件として適当であると市が認めた場合、市は運営事業者に通知し、該当の物件を明治小学校区児童クラブ事業用物件として使用することが内定します。物件の内定後は、以下の書類を提出してください。

ア 登記事項証明書（土地建物全部事項証明書及び公図）

イ 物件の概要が分かる書類（建築概要書、重要事項説明書等）

※既存の物件の場合のみ

ウ 建築基準法に基づく検査済証（写）

※検査済証のない建築物の場合、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づいて「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査結果報告書」を提出すること（当該調査結果報告書作成に係る費用は市の負担金の対象費用とはなりません）。

※新築工事を行う場合は、工事完了後に提出すること。

エ 新耐震基準に適合していることが確認できる書類（耐震診断結果報告書の写し等）（昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合のみ提出）

## 6 スケジュール（想定）

日 程	内 容
2026年（令和8年） 2月27日（金）  3月27日（金）	募集開始 運営事業者への物件情報提供(随時) 運営事業者と物件等所有者との協議(募集終了以降も随時) 物件の募集終了 ※ 期限前に終了する場合があります
2026年（令和8年）9月	児童クラブ整備に係る補正予算案議会上程
2026年（令和8年）9月以降  2027年（令和9年）3月	本市と運営事業者間で施設整備に係る負担金協定締結 入札・工事契約・着工 竣工・検査、開所準備
2027年（令和9年）4月1日	開所（以降、10年間以上使用）

## 7 その他

- (1) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。
- (2) 審査の結果、明治小学校区児童クラブ事業用物件として内定した場合であっても、提出された提案内容どおりの施設整備・運営ができないことが明らかになった場合、内定を取消すことがあります。
- (3) 賃貸借契約の内容協議や契約締結については、物件所有者と運営事業者の責任において実施していただくこととなります。
- (4) 児童クラブの概要、施設整備及び運営に際して適合すべき基準については、別途公開している「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を確認してください。
- (5) 児童クラブは特殊建築物の扱いとなるため、100㎡を超える面積の既存物件を利用する際には、工事までの間に用途変更確認申請が必要となります（現在類似の用途で使用している場合を除く）。
- (6) 募集期間中であっても、物件等所有者と運営事業者が物件の使用について合意に達し、その使用について市が審査した結果、適当であると認められた場合、募集を終了することがあります。
- (7) 明治小学校区の児童クラブの待機児童解消のため、開所時期を早めることがあります。

- (8) 審査の結果、明治小学校区児童クラブ事業用物件として使用が内定された場合であっても、この事業に係る予算案の議決がされない場合は、内定を取り消すことがあります。

以 上

**【書類提出先・問い合わせ先】**

藤沢市 子ども青少年部 青少年課

電 話 0466-50-8251 (直通)

所在地 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎3階